

第 12 回 尾張都市計画事業 一宮外崎土地地区画整理審議会議事録	
日 時	2026 年 2 月 20 日（金）午後 2 時 57 分から午後 3 時 52 分
開 催 場 所	本庁舎 11 階 1101・1102 会議室
出 席 者	・学識経験者 藤田 素弘、山岡 俊一 ・宅地所有者 植田 修一、牛田 哲夫、安藤 由美子、植田 考一、 牛田 照芳、牛田 文治、杉山 磯六
欠 席 者	1 名（宅地所有者 牛田 雅樹）
事 務 局	・まちづくり部 稲本参事、田内次長 ・区画整理課 野田課長、今村専任課長、藤本課長補佐、成戸課長補佐、 尾崎主査、春日井主事、山本技師
開 催 形 態	公開（傍聴者無）
成 立 要 件	委員の半数以上の出席（土地地区画整理法第 62 条第 3 項）
議 題	（1）事業計画変更について（報告） （2）2026（令和 8）年度の予定について（報告）
決 定 事 項	無 （事業計画変更及び 2026（令和 8）年度の予定について説明した。）
議 事	<p><b>【事務局による議事進行】</b></p> <p>1. 開会</p> <p>（1）開催にあたって（事務局説明）</p> <p>①定足数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地地区画整理法第 62 条第 3 項の規定による委員（10 人）の半数以上、9 人の出席により、本会議が成立していることを報告した。</li> </ul> <p>②会議の公開及び傍聴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議は、公開となっており傍聴人の定数は 5 人であるが、本日は「無」であることを報告した。</li> </ul> <p>③会議の録音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録作成のための会議中の録音について説明した。</li> </ul> <p>④市あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり部参事あいさつ</li> </ul> <p>（2）開会のあいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長あいさつ</li> </ul> <p>2. 議事録署名人の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会運営要領第 11 条第 3 項に基づき会長が指名し、牛田哲夫委員及び安藤由美子委員を議事録署名人とした。</li> </ul> <p>3. 議題</p> <p>（1）事業計画変更について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より、資料 1 に基づき、事業計画の変更について報告した。</li> </ul>

〔質疑応答〕

〔質問〕 資料 1 の 4 ページ、「2. 支出」の中段に記載されている 2,000m のガス管とはどこに引かれるのか。

〔回答〕 2,000m は現在の延長であり、ガス管自体は地区内ほぼ全ての道路に引く。

〔質問〕 ガス管は道路の中央あたりに配置されるのか。

〔回答〕 基本的には道路の中央には下水管が配置され、両側に水道とガス管がそれぞれ配置される。ただし、状況により変わる。

〔質問〕 ガス管の新設は新しく道路を造成するところに限るのか。

〔回答〕 既存の道路でも、ガス管が配置されていないところは新設する。

〔質問〕 ガス管がどこに入るか等の説明会はあるのか。

〔回答〕 事業が始まったときに説明はしている。ほぼ全ての路線にガス・水道・下水は入るが、一部ガスが入らないところは説明済み。

〔質問〕 この事業は長期スパンになるが、10 年以上先でもガス・水道の移設費は、今回変更した事業費で問題無いのか。

〔回答〕 今後の物価上昇、労務費上昇等を考慮して事業費を変更しているが、移設費は既設の埋設管等を移設する実際の費用となるため、変更になる可能性はある。

〔質問〕 公園緑地施設費について聞きたい。

〔回答〕 公園の遊具施設整備は区画整理事業ではなく公園整備事業を検討している。時期が来たら地域の皆様と協議を行い、整備内容を検討していく予定。

〔質問〕 事業費が 78 億円から 132 億円に増額しているが根拠はあるのか。

〔回答〕 国土交通省の建設工事費のデフレーターを基に算出している。

〔質問〕 事業費の上昇に伴い、整備期間の延長はあるのか。

〔回答〕 事業費の確保に努め、期間内で施行する。

(2) 2026 (令和 8) 年度の予定について (報告)

・事務局より資料 2 に基づき、2026 (令和 8) 年度の予定 (以下の①～⑦) について報告した。

①道路築造工事、整地工事、舗装工事

	<p>②調整池築造工事、樋管築造工事</p> <p>③道路設計</p> <p>④補償調査</p> <p>⑤2号調整池設計</p> <p>⑥移転補償</p> <p>[質疑応答]</p> <p>[質問] 給水管とガス管の移設補償とは何をするのか。</p> <p>[回答] 道路工事等により既設の管が支障になる場合に、移設を行ってもらう費用を補償する。</p> <p>[質問] 建物等移転補償について聞きたい。</p> <p>[回答] 計画道路等により支障となる建物等について補償する。 移転補償の1年前に調査に入り、翌年度に移転補償を行う。</p> <p>[質問] 堤防の道路の舗装はすべて行われるのか。</p> <p>[回答] 基本的に堤防沿いは区画道路として舗装も含め整備する計画だが、一部区画道路として整備する予定がない箇所については舗装をする予定はない。</p> <p>[質問] 区画道路6-3号を先に整備できないか。</p> <p>[回答] 下水等を利用してもらえるようにしながら、迂回路として利用するための主要な区画道路の整備を優先する必要があるため難しい。</p> <p>4. 閉会</p>
配付資料	<p>1. 会議次第</p> <p>2. 審議会委員名簿</p> <p>3. 配席図</p> <p>4. 資料1 事業計画書(概要)</p> <p>5. 資料2 R8 予定箇所図</p>
特記事項	なし